

## 埼玉県共同生活援助事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、定員が9人以下の共同生活住居（サテライト型住居を除く）における共同生活援助事業（世話人の配置基準が、6：1型、5：1型及び4：1型として指定権者に届け出た指定共同生活援助事業所において実施する場合に限る。）の運営に必要な経費として、市町村（さいたま市を除く。以下同じ。）が、第2条に定める額を支弁した場合、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

- 第2条 補助金の交付対象となる指定共同生活援助事業所は、前年度において埼玉県共同生活援助事業費補助金交付要綱に基づき補助を受けていたもの及び前年度または当年度において生活ホームからの移行により設置したものとする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、別表により算定するものとする。
- 3 補助金の額は、前項により算出した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、別に定める期日までとする。

### (添付書類等)

- 第4条 規則第4条第2項に係る書類の添付は要しない。

### (変更申請手続)

- 第5条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更を生じた場合は、別に定める期日までに、様式第2号による変更交付申請書を提出するものとする。

### (交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(補助金交付の方法)

第7条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を、概算払いの方法で交付できるものとする。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告は、毎会計年度終了後速やかに行うものとする。

(交付確定通知の様式)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の保管)

第10条 市町村長は、この補助金に係る帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金にかかる会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年2月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年10月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年6月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年7月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年9月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年11月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	
1	<p>入院時支援加算</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下、「算定基準」という。）別表第15の3ロ又は3の2（以下、「入院時加算」という。）が算定される要件を満たし、入院時加算の対象となる日数が1月に13日以上である場合に、対象となる日数に1,240円を乗じた額から、入院時加算の単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号。以下、「一単位の単価」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を差引いた額を算定する。なお、一月の間、入院時加算のみが算定される場合には、入院時加算の単位数に、算定基準別表第15の9又は10により算定する単位数を加算する。</p> <p>ただし、対象となる日数が、13日目以降については、6日につき1回以上、病院又は診療所を訪問する必要があること。</p>
2	<p>運営費補助</p> <p>算定基準別表第15の1及び1の2の2が算定される場合に、1日につき2,470円から算定基準別表第15（1の3、1の4、3、3の2、4及び5を除く。）により算定する単位数に一単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を差し引いた額を算定する。</p>